算式の符号

A　地方公営企業決算状況調査によって報告された2年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数（同日現在において休診している病院又は一般病床及び療養病床の双方の病床利用率が平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間継続して零である病院にあっては零とする。以下この表において同じ。）

B　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

3

都道府県立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「都道府県立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に、都道府県立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A－B）×0.6＋（B－C）×0.9

（A－B）又は（B－C）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがA又はBのいずれよりも小さくないときは（A－B）及び（B－C）は0とし、CがAよりも小さくBよりも大きいときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.6及び（B－C）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　「地方公営企業に対する繰出金等の調査について」（平成26年8月12日付け総財公第105号、総財営第70号、総財準第81号。以下この表において「繰出金等について」という。）によって報告された2年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

4

都道府県立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立のリハビリ病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、2に規定する都道府県立病院を除く。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に、都道府県立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A－B）×0.6＋（B－C）×0.9

（A－B）又は（B－C）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがA又はBのいずれよりも小さくないときは（A－B）及び（B－C）は0とし、CがAよりも小さくBよりも大きいときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.6及び（B－C）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　「繰出金等について」によって報告された2年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

第九条第一項の表都道府県の項第八号5中「平成二十六年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十六年四月一日付け総財公第五十一号。以下この表において「平成二十六年度繰出基準」という。）を「平成二十七年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十七年四月十四日付け総財公第七十五号。以下この表において「平成二十七年度繰出基準」という。）」に、「及び平成二十六年度繰出基準」を「及び平成二十七年度繰出基準」に改め、同号6中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に、「平成二十六年度繰出基準」を「平成二十七年度繰出基準」に、「三分の二（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業」を「三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日総財準第六十一号）第1　3(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下6において同じ。）に係る事業」に改め、「に二分の一」の下に「（特別分に係る事業にあっては三分の一）」を加え、同号8中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号9中「平成二十六年度繰出基準」を「平成二十七年度繰出基準」に、「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に改め、同号16中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号17算式アの符号B及びC中「2.31」を「1.25」に、「0.74」を「0.50」に改め、同号17算式アの符号α算式中「7,935」を「9,515」に、同号17算式アの符号β算式中「6,666」を「7,519」に改め、同号17算式イ中「0.261」を「0.291」に改め、同号17算式イの符号B中「1.73」を「0.93」に、「1.28」を「0.87」に改め、同号17算式ウ中「14,900」を「14,800」に改め、同号17算式ウの符号B中「平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成26年5月15日付け保国発第0515第1号。以下この表において「平成25年度事業実績報告」という。）」を「平成26年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告」（平成27年5月12日付け保国発第0512第3号。以下この表において「平成26年度事業実績報告」という。）」に、「平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」を「平成26年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」に、「平成25年度療養給付費等負担金対象費用額算出表」を「平成26年度療養給付費等負担金対象費用額算出表」に、「様式第10　平成25年度療養給付費等負担金算出表（市町村）」を「様式第10　平成26年度療養給付費等負担金算出表（市町村）」に改め、同号17算式ウの符号α中「1.04488271」を「1.00565043」に改め、同項第九号1算式中「3.418」を「3.686」に、「12.322」を「10.340」に改め、同項第十号3算式中「0.0327」を「0.0372」に、「0.0091」を「0.0097」に、「18.6573」を「18.6142」に改め、同号4から6までの規定中「平成二十二年二月一日」を「平成二十七年二月一日」に改め、同号7算式中「0.0472」を「0.0496」に、「0.03」を「0.0317」に、「0.0043」を「0.0045」に改め、同号8及び9中「平成二十二年二月一日」を「平成二十七年二月一日」に改め、同項第十一号中「六〇・八〇〇」を「四七・一七〇」に、「一、七一〇・〇」を「三一四・五」に改め、同表市町村の項第一号1算式中「702」を「695」に改め、